

福岡県立久留米高等学校

生徒会関係規則

生徒としての諸規則



生徒会関係規則

生徒会規約

「生徒会活動」組織図

選挙細則

生徒としての諸規則

バイク等の免許取得に関する規定

表彰制度

校則違反者指導及び特別指導規定

服装

生徒会関係規則

生徒会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は福岡県立久留米高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は会員がその自主性を涵養し、公正と信義を尊び、良き社会人となる基礎を作ることを目的とする。
- 第3条 本会は本校生徒全員をもって組織する。
- 第4条 本会には、生徒議会、執行委員会、ホームルームを置く。
- 第5条 生徒議会の開催及びその決議事項は、すべて校長の承認を得なければならない。
- 第6条 執行委員の任期は1年とし、生徒会長、副会長、及び会計の選出は7月上旬までに行う。また選出された新役員は、選出された日から1学期終業式までを生徒会活動の準備期間とし、その間に新執行委員会を組織する。ただし、会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 生徒総会

- 第7条 生徒総会は本会の最高議決機関である。生徒総会は全会員で構成され、毎年1回開催する。また、生徒議会の要請により、生徒会長が臨時に開催できるが、開催期日の1週間前に全生徒に告知する。
- 第8条 生徒総会は次の事項を審議・承認する。
- (1) 規約の制定及び改正
 - (2) 校友会予算の決定及び決算の承認
 - (3) 生徒会活動計画の決定
 - (4) 校友会に対する意見の提出
 - (5) 学校より意見を求められた事項の審議と処置
 - (6) その他生徒会の目的を達成するために必要な事項の審議
- 第9条 生徒総会の必要定足数は全会員の3分の2とし、議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 第10条 生徒総会には、議長・副議長・書記各々1名を置く。

第3章 生徒議会

第11条 生徒議会は本会の常設議決機関である。

第12条 生徒議会は各学級より3名ずつ選出された議員で構成される。

第13条 生徒議会には議長、副議長及び書記を置く。

第14条 議長、副議長及び書記は議員の互選により、過半数の同意を得て決定する。

第15条 生徒議会は次の場合に議長が招集する。

- (1) 執行委員会の要求があった場合
- (2) 代議員の要求があつてそれを議長が認めた場合
- (3) 選挙管理委員会の要求があった場合
- (4) 校長の要求があった場合

第16条 生徒議会は次の事項を行う。

- (1) 執行委員の承認
- (2) その他第8条に関する事項で、生徒総会の審議・承認を必要としないもの

第17条 生徒議会は全議員の3分の2以上の出席がなければならない。

第18条 議決は出席議員の過半数による。

第19条 議員は常に学級に対し議会の状況を報告すると共に、学級の意志を忠実に議会に反映するよう努力しなければならない。

第4章 執行委員会

第20条 執行委員会は生徒会長及び各委員で構成する。

第21条 執行委員と選挙管理委員の選出について、以下のように定める。

- (1) 生徒会長、副会長及び会計は、本校生徒会会員の選挙により選ぶ。選出方法については別に選挙細則に定める。
- (2) 執行委員は本校生徒会会員の中から生徒会長が本人の同意を得て選び、生徒議会がこれを承認する。
- (3) 執行委員会は11名で構成し、会長、副会長、会計以外の委員は、各専門委員会の長とする。
- (4) 選挙管理委員は各学年より2名ずつを第1学期の代議員の中から生徒議会で決定する。任期は1ヵ年間とする。ただし、第3学年については、2学期までとする。

第22条 生徒会長は生徒会を代表し、執行委員会を主宰する。

第23条 執行委員会は次の事項を行う。

- (1) 執行上必要な具体案の作成

- (2)規約原案及び改正案の作成
- (3)議会より委託された事項の執行
- (4)校友会予算案の作成及び決算に必要な事項

第 24 条 執行委員会が必要に応じて各クラスの役員を集めて委員会を開くことができる。また生徒議会の承認を得て特別委員会を設けることができる。

第 25 条 執行委員会の各部組織は別に定める。

第 26 条 執行委員会は生徒議会で不信任案が可決又は信任案が否決された場合は総辞職しなければならない。

第 5 章 ホームルーム

第 27 条 ホームルームは学級生徒全員で構成する。

第 28 条 各学級には代議員 3 名と風紀・文化・図書・保健・体育・美化の各委員各々 2 名を置く。代議員の中 2 名をホームルーム委員、1 名を企画委員とする。学級委員の任期は、代議員・体育を 1 学期とし、風紀・文化・図書・保健・美化を 1 ヶ年とする。学級委員の選出は学期初めに行う。

第 29 条 ホームルームは次の事項を行う。

- (1)ホームルームに関し必要な事項
- (2)学級意志の総括
- (3)生徒総会、生徒議会、執行委員会より意見を求められた事項の調査及び決定

第 6 章 改正と補足

第 30 条 本規約の改正は第 9 条の規定に拘らず、生徒議会会員の 3 分の 2 以上の賛成により行う。

第 31 条 本規約は昭和 25 年 3 月 1 日より実施する。

(昭和 31 年 2 月 6 日改正)

(昭和 33 年 3 月 1 日改正)

(昭和 48 年 5 月 1 日改正)

(昭和 57 年 4 月 1 日改正)

(平成 5 年 5 月 31 日改正)

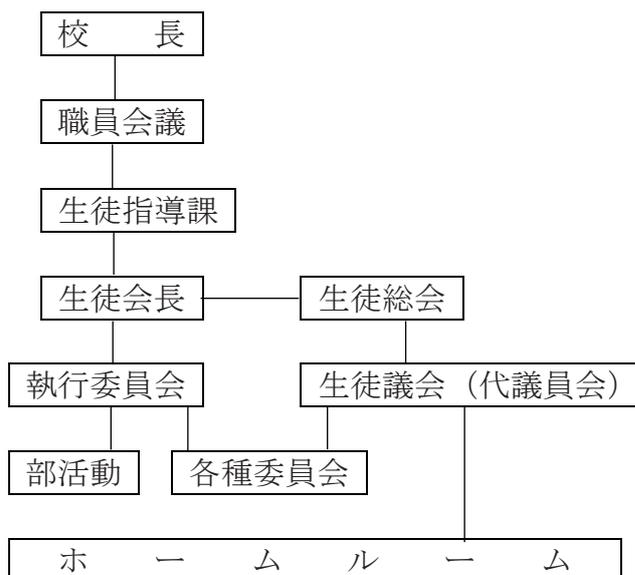
(平成 13 年 4 月 1 日改正)

(平成 17 年 4 月 1 日改正)

(平成 21 年 4 月 1 日改正)

(平成 23 年 4 月 1 日改正)

「生徒会活動」組織図



〈執行委員会〉

生徒会長
副会長
会計
HR 委員長
風紀委員長
文化委員長
図書委員長
保健委員長
体育委員長
美化委員長
企画委員長

〈各種委員会〉

HR 委員会
風紀委員会
文化委員会
図書委員会
保健委員会
体育委員会
美化委員会
企画委員会

〈HR 役員〉

代議員
・ HR 委員…2 名
・ 企画委員…1 名
風紀委員・2 名
文化委員・2 名
図書委員・2 名
保健委員・2 名
体育委員・2 名
美化委員・2 名

選挙細則

第1章 総則

第1条 この細則は生徒会規約第21条の(1)に基づき、生徒会長、副会長及び会計の選挙に関して定めたものである。

第2条 本校生徒会会員は、すべて選挙権、被選挙権を有する。

第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員会は選挙に関する一切の責任を負い、公正な立場において選挙に関する事務を取り行う。

第4条 選挙管理委員会は各学年おのおの2名を1学期の代議員の中から生徒議会で選出し構成する。ただし生徒議会の承認により増員することができる。

第5条 選挙管理委員の任期は1ヵ年間とする。ただし、第3学年については1、2学期までとする。

第6条 選挙管理委員は互選により生徒会長を1名選出する。

第7条 選挙管理委員会は次のことを行う。

- (1) 選挙告示
- (2) 立候補受付
- (3) 選挙運動の管理、立会演説会の開催
- (4) 選挙ポスターに関する事項
- (5) 公約などを知らせるための掲示
- (6) 投票の管理運営
- (7) 開票及びその結果の公表
- (8) その他選挙に関する一切の事務

第8条 選挙に関する全ての掲示物は、選挙管理委員会の承認を必要とする。

第9条 選挙管理委員は被選挙者、又は責任者となる場合、選挙管理委員を辞任しなければならない。この場合、生徒議会はその欠員を補わなければならない。

第3章 立候補

第10条 立候補受付期間は選挙を告示した日から10日間とする。ただし、立候補者皆無の場合は、本校生徒会会員の中から生徒議会で推薦し、本人の同意を得た者を立候補者とする。

第 11 条 前条による立候補者皆無の場合は、各クラスは生徒会長、副会長及び会計候補者をそれぞれ 1 名推薦し、この中から生徒議会で選出された 5 名を強制立候補者とする。

第 12 条 立候補者は役職名、立候補者名、責任者名その他選挙管理委員会が定めたことを明記した立候補届を選挙管理委員会まで提出しなければならない。

第 4 章 選挙運動

第 13 条 選挙運動は立候補届け出のあった日から投票の前日まで行うことができる。

第 14 条 次の事項に該当する選挙運動は行ってはならない。

(1) 校外での運動（ネット上での呼びかけ含む）

(2) 投票の強制

(3) その他生徒議会の承認により選挙管理委員会が禁止した事項

第 5 章 投票及び開票

第 15 条 投票は選挙を告示した日から 20 日以内とする。

第 16 条 選挙は選挙管理委員会が管理のもとで本校生徒会会員の投票により行う。

第 17 条 立候補者が生徒会長、副会長及び会計それぞれ 1 名の場合は信任投票を行う。

第 18 条 投票は 1 日間に限る。ただし特別の場合として選挙管理委員会が認めたときは、この限りでない。

第 19 条 開票は即日、責任者おのおの 1 名及び随時生徒議会で選出された 3 名の立ち会いのもとに選挙管理委員会が行う。

第 20 条 次の投票は無効とする。

(1) 白紙

(2) 正規の投票用紙を用いないもの

(3) 選挙管理委員会が指定した以外の事項を記入したもの

(4) 判読できないもの

第 21 条 選挙管理委員会は開票の結果を投票日の翌日までに公表しなければならない。

第6章 当選

第22条 選挙において有効投票数の過半数を得た者は、校長の承認を経て任命を受けるものとする。

第23条 立候補者のいずれも有効投票数の過半数に達しなかった場合、上位2位までにおいて決選投票を行う。

第7章 補則

第24条 本校生徒会会員より生徒会長、副会長及び会計選挙に関して異議申し立てがあった場合、生徒議会はその審議を行い、選挙違反等不当な事実があった場合は適当な処置をする。

第25条 第17条による信任投票で信任されなかった場合、また前条により当選を無効とされた場合は、選挙管理委員会は再選挙を行わなければならない。

第26条 前任生徒会長は任期終了後、後任生徒会長が決定するまで、その権限を代行しなければならない。

第27条 本規約の改正は、生徒議会の3分の2以上の賛成により行う。

第28条 本規約は昭和44年11月25日より施行する。

(昭和57年4月1日改正)

(平成5年5月31日改正)

(平成13年4月1日改正)

生徒としての諸規則

この規則は充実した高校生活を送るための規準を示したものである。久高生としての誇りと責任をもち、次の規則を確実に守ろう。

- 1 本校の諸規則を熟知し、実行するよう心掛けること。
- 2 校内・校外を問わず、敬愛の心で先生や生徒相互間に明るい挨拶を交わすこと。また、外来者に対してもさわやかな挨拶を行うこと。
- 3 暴力行為、試験における不正行為、公共物の汚損・破壊、飲酒・喫煙等は絶対にしないこと。
- 4 校舎内においては指定のスリッパを使用すること。
- 5 教室及び校内の美化に心掛け、掃除にあたっては積極的に行う。校内の落書き、公共物の破損を禁ずる。
- 6 マンガ、雑誌、トランプ等の娯楽用品は、学校に持って来ないこと。
- 7 欠席、遅刻の際は、必ず電話等で保護者が速やかに連絡すること。
- 8 早退、欠課の際は、必ずHR担任に申し出ること。
- 9 下校時間

部活動・居残り学習…19時までには下校完了（平日）

17時00分までには下校完了（土日祝日）

公式試合2週間前から、部活動延長願を生徒指導課に提出し、許可を得た上で活動することができる。

定期考査前の活動については、考査7日前から終了日前日まで禁止する。ただし、考査終了後の週末に公式試合が決定している部については、特別部活動願を事前に生徒指導課に提出し、許可を得た上で、1時間程度活動することができる。

- 10 食堂の利用は、昼休みとする。ただし、パン等の購入のみ1限目終了後より許可する。
- 11 長期休暇中の生活について
 - (1) 授業期間中と同様規律ある生活を送り、新学期を迎える準備を整えておくこと。
 - (2) 生活、進路、その他突発的な諸問題（災害・事故を含む）が起きた場合にはHR担任を通じて学校に連絡すること。
- 12 長期休暇中の部活動について
練習計画を生徒指導課に提出のこと。なおその際、終日にわたらないように注意し下校時間を厳守すること。
- 13 休日及び長期休暇中の学校への出入について

(1) 学校に出校する場合は必ず制服着用のこと。但し、部活動のみの場合はその限りではない。

(2) 施設、用具を利用するときは必ず関係教師の許可を得て行い、特に後始末に注意し、教師及び事務室に連絡して下校のこと。

14 登校後の外出について

登校後は放課後時刻まで校外に出てはならない。外出の必要があるときは、HR担任に届け出ること。

15 火気使用について

校内で許可なく火気を使用してはならない。特に必要な場合、責任者を定めて関係教師まで届け出て許可を受けて使用すること。

16 自転車置き場について

通学に用いる自転車は登録し、指定された駐輪場に錠をかけて置くこと。

17 掲示物について

(1) すべての掲示物は生徒指導課の承認を必要とする。ただし、ホームルーム運営に関する掲示物は例外とする。

(2) 掲示物は指定された場所に掲示すること。

(3) 同趣旨の掲示物は同場所に1枚とし、校内の美化を考えて掲示すること。

(4) 期限の切れた掲示物は、その掲示者が直ちに後始末すること。

18 部室使用について

(1) 使用時間は、放課後とする。

(2) 正課授業の体操服の更衣をしたり、飲食をしたりしてはならない。

(正課授業の更衣場所、各クラス決められた教室)

(3) 靴、スリッパ、カバン類を使用時間以外に部室に置いてはならない。

(4) 部室には必ずカギをかけること。カギは職員室の所定の位置に返還すること。

(5) 貴重品がある場合は、必ず身につけておくこと。部室を離れる場合は必ず施錠すること。

(6) 盗難、その他の事件が発生した場合は、直ちに顧問教師、HR担任、生徒指導課に届け出ること。

(7) 常に整理、整頓に留意し、清潔な環境と美化に心がけること。月に1回は部室の掃除を実施すること。

(8) 部室の改造、色塗り等の現状変更は認めない。室内に棚などを付ける場合は、生徒指導課主任を通じて事務室の許可を受けること。破損の場合は、部で責任をもって修理すること。

(9) 部室の配分に関しては、部員数などにより変えることがある。

(10) 部室のカギの管理については、顧問教師の指導のもと、責任をもって行うこと。

19 遊技場等への出入りについて

パチンコ店、マージャン店、禁止映画等には立ち入らぬこと。その他高校生として不健全と思われる娯楽施設に立ち入ってはならない。

20 外出について

(1) 保護者に行き先、用件、帰宅時間等を必ず連絡すること。

(2) 夜間外出は原則として禁止する。

21 外泊について

外泊は原則として禁止するが、必要な場合には必ず家庭の了解を得ること。合宿等学校内の宿泊は、更に生徒指導課まで届け出て許可を受けること。

22 旅行、登山、スキー、水泳について

(1) 保護者の許可を得て、HR担任に連絡し（行き先、日程、責任者を明確に記入の上）許可を得て行うこと。

(2) 登山、水泳については危険防止に留意すること。

(3) 外国に行く場合は「海外旅行届」を出発の10日前までに学校へ提出すること。

23 校外行事への参加について

校外行事に参加する場合は、すべて生徒指導課に届け出て許可をうけること。

24 会合について

体育祭・久高祭等に付随する会合（準備期間中の休日に行う学校での打ち合わせ等）を開く場合は必ず生徒指導課まで届け出ること。また、学校行事に関する打ち上げ等は一切禁止とする。

25 学生割引について

学生割引は学生にだけ与えられた特典であるから不正に使用してはならないし、他人に貸借してはならない。

26 校外での諸事故について

校外で起こった事故は、速やかにHR担任もしくは生徒指導課まで連絡すること。

27 アルバイトは原則として禁止する。

なお、無断アルバイトは特別指導の対象となる。

28 スマートフォン、携帯電話について

緊急時対応、保護者との連絡用として、スマートフォン、携帯電話の校内持ち込みを許可制で認める。

《規定事項》

(1) 校内においての管理は、個人ロッカーに入れ 施錠し保管する。

(2) 校内では電源をOFFにし、使用を禁止する。(着信音、マナーモードも同様)

(3) 校内外におけるスマートフォン、携帯電話の破損、紛失等については自己責任とし、学校は一切の責任を負わない。

(4) 登下校中の自転車運転中や歩きながらの使用は厳禁とする。(道路交通法違反)

(5) 許可期間は許可をした年度末までとし、年度更新とする。

※上記の規定に反した(不許可持込、校内使用、着信音、バイブ音、道路交通違反)場合、生徒指導部から段階的指導を行う。

※繰り返し違反がある場合、または、使用に関して重大なマナー違反やトラブルを起こした場合、スマートフォン、携帯電話の校内持込許可を取り消し、特別指導の対象とする。

バイク等の免許取得に関する規定

- 1 普通車、自動二輪車、原動機付自転車(バイク)の免許取得は禁止する。ただし、8学区外から通う英語科の生徒については許可する場合がある。(生徒指導課に申し出て許可を受ける)
- 2 無届けで免許証を取得した場合は、特別指導の対象となる。

表彰制度

1 久高賞

この表彰は下記のいずれかの項目に該当し、かつ、本校生徒の模範となる人物について行う。

(1) 教科学習において優れた成績を収めた者。

(2) 研究発表等において優れた成績を収めた者。

(3) 高体連・高文連主催及びそれに準ずる団体の大会で顕著な功績を上げた者。

(4) 学校行事・生徒会活動・ボランティア活動において顕著な功績を上げた者。

(5) その他、本校生として表彰に値する行為をした者。

2 皆勤賞

本校在学中の3ヵ年、及び各年次の1ヵ年を皆勤した者に対し、各年次にその努力を讃える。(皆勤とは無欠席、無遅刻、無欠課、無早退のこと。)

校則違反者指導及び特別指導規定

第1条 この規定は、教育基本法及び学校教育法の精神と条規に則り、当該生徒の補導教育と学校内の秩序と教育環境の整備のために行う指導及び特別指導規定である。

第2条 特別指導の対象となる行為は次のとおりとする。

- (1) 暴力・脅迫行為
- (2) 窃盗
- (3) 賭博行為
- (4) 公共物及び他人の物品破損、汚損行為
- (5) カンニング行為及び類似行為
- (6) 不純な男女交遊
- (7) 飲酒・喫煙及び準備行為
- (8) シンナー・脱法ハーブ等の違法薬物の吸引び準備行為
- (9) 不健全な遊戯行為及び不健全な場所への出入
- (10) 無断外泊及び深夜徘徊
- (11) 怠学
- (12) 交通違反行為
- (13) いじめ(インターネット等による書き込みも含む)
- (14) その他の違反行為

第3条 指導及び特別指導の種類を次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

服装

「服装の乱れは心の乱れ」である。服装はその人の人格を現すものであるから、久高生として質素・清潔を心がけよう。

- 1 制服は学校指定のものを着用する。その他の着用するものは華美でないものとする。
- 2 登下校の際は制服を着用し、学校指定のバックを使用する。ただし、部活動のみの場合はこの限りではない。
- 3 頭髪は、脱色や染色、パーマメント類は禁止とし、前髪は目にかからないようにする。また、肩より長い髪は結ぶ。
- 4 化粧、マニキュア、アクセサリ等は禁止する。爪はきれいに切っておく。
- 5 冬の防寒着、マフラー等は、登下校時の安全性が確保できる形状のものとする。